

(森林整備の効率化による評価)

(区分) 国補

事業名	林道事業〔林業専用道開設事業(国費)〕	事業箇所	南巨摩郡 富士川町 小室	地内外	地区名	あかいしたかおり づしせん 赤石高下1号支線	事業主体	山梨県		
(1)事業概要							③事業の妥当性評価	妥当	妥当でない	
①課題・背景 本計画箇所は、南巨摩郡富士川町小室・大藪地内の戸川上流の県有林内に位置し、利用区域の大部分は八町山恩賜県有財産保護組合の部分林であり、利用区域面積80.2haのうち93.6%の75.1haがヒノキを中心とした人工林となっており、そのうち37.0%がⅧ齢級以上であり、利用伐期を迎えている。 本路線を整備することにより、主伐・収穫間伐を主体とした効率的な森林施業が可能となり、適正な森林の整備が図られる。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林・林業基本法第6条の地方公共団体の責務に該当。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
②整備目標・効果							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・県有林内の林業専用道であり、森林所有者として県の実施が妥当である。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□主要目標							③経済妥当性 費用便益費 便益(B)／費用(C)= 1.15 > 1.0 ・便益(B)= 235 百万円 ・費用(C)= 205 百万円		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○森林整備の効率化 ・利用区域内の人工林における伐採対象人工林の割合 37.0% ≥ 36.5%※ ・利用区域内の人工林率 93.6% ≥ 69.9%※ ・徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率 93.5% ≥ 70.0%※ ※評価基準値							④事業実施・規模の妥当性 ・基幹となる赤石高下線の支線となる林業専用道であり、計画的な主伐・収穫間伐を実施するうえで利用区域面積、延長・幅員とも妥当である。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
□副次効果							⑤整備手法の有効性 ・本計画箇所は林齢の高い森林であるがアクセスする道路がなく、収穫や間伐等を効率的に実施するためには、現況地形や利用区域面積を踏まえると林業専用道の開設が有効である。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
○林業生産力の向上 (新たな輸送ルートの確保及び高性能林業機械の導入による低コスト化) ○防火帯・延焼遮断帯の確保 (延焼防止に資する防火帯の新たな確保)							⑥環境負荷への配慮 ・地形に沿った線形を採用し、路線用地の伐開幅は最小となるよう留意する。 ・雨水等の排水処理は、短区間で行う計画とする。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
③目標の達成方法 森林整備対象箇所に直結する路網計画により、高性能林業機械による森林整備の低コスト化及び効率化を図る。							⑦事業計画の熟度 ・利用区域の大部分は県有林であり、県有林管理計画に基づく事業計画である。 ・地域森林計画にも記載された、計画的な事業である。		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
(2)整備内容と整備量							<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断する。			
①整備内容							④事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI			
②整備期間							⑤総合評価		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
③総事業費							・(3)及び(4)の結果から実施。			
④全体計画							【事業位置図等】			
⑤既整備内容・期間・事業費							なし			